

## 第15回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成23年6月29日（水）午前10時～正午

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

小田橋昭仁，狩野節子，根田絵美子，佐々木恵美子，柴田健，鈴木陽一，  
高橋清好，豊田建夫，長谷川薫

（説明者）

大矢文章首席家庭裁判所調査官，佐々木稔首席書記官，八巻孝秋田地方裁判  
所総務課長

（事務局）

山方亨事務局長，長沼忠雄事務局次長，八巻孝秋田地方裁判所総務課長，星  
義博秋田地方裁判所総務課庶務係長，阿部朋巳秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

#### （1）開会宣言

#### （2）所長の挨拶及び自己紹介

#### （3）新任委員の紹介及び挨拶

#### （4）委員長選出

家庭裁判所委員会規則6条1項により，委員長として豊田建夫委員が選出  
された。

#### （5）委員長挨拶

#### （6）職務代行者の指名

家庭裁判所委員会規則6条3項により，委員長の職務代行者として，鈴木

陽一委員が指名された。

(7) 協議

ア 議題「震災と家庭裁判所」

(ア) 基調説明

佐々木首席書記官が「東日本大震災以降の事件処理」及び「東日本大震災の被災者に適用される相続の承認又は放棄をすべき期間の特例」について、八巻総務課長が「避難所に対する手続案内の送付状況」、「東北地方の裁判所の業務状況」、「後見人等及び被後見人等の安否確認」及び「非常用備品類の備蓄状況」について、各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「新しい家事調停の在り方」

(ア) 基調説明

佐々木首席書記官が「家事事件手続法の概要」、「当庁での検討状況」及び「申立書写しの送付」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「面会交流」

(ア) 基調説明

大矢首席家庭裁判所調査官が「面会交流」、「ハーグ条約」、「これまでの面接交渉、面会交流」、「面会交流の事件動向」及び「面会交流の実際」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

(8) 次回期日

平成23年12月21日(水) 午前10時

(9) 次回議題

追って調整する。

(10) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の各発言)

### 1 震災と家庭裁判所（議事概要4の（7）のアの（イ））

○ 裁判所には、震度何以上の場合には審判をしないとか延期するとかを定めたマニュアルやガイドラインはあるのか。

◎ 裁判所では、震度5強以上の地震があったときには、災害対策要領に基づき災害対策本部を立ち上げて対応することになっている。秋田地家裁所長が本部長になり、副本部長である事務局長の下に5つの対策班に分かれて対応に当たることになっている。

裁判の場面においては、裁判長又は裁判官が続行するか中止するか決める。

3月11日の大震災のときには、対策本部を立ち上げ、各班から情報を収集するなどして対応し、電気、ガス、水道、庁舎建物の外観等を調査して在庁者を避難させなくてよいと判断した。また、4月に余震があったときには、深夜に幹部職員が登庁して対応したこともある。

今までは、災害対策が中心であったが、最近では、業務継続の観点から災害後の業務復旧の計画を作るようになってきている。

○ 検察庁においては、非常の場合にはすぐ庁舎建物外に避難する取扱いになっている。

◎ 庁舎建物内にとどまるか庁舎外に避難すべきかは建物の強度にもより、裁判所ではそのときの状況により判断することとなっている。

○ 後見人がいなくなったときに、被後見人にすぐどのような影響が出るのか。また、県内における法人後見の状況はどうなっているのか。

△ 後見人の役割としては、被後見人の身上監護と財産管理があるが、災害時には、身上監護、つまり日常の身の回りの世話をどうするかが切実だと思われる。また、財産管理の面では、物を買ったりサービスを受けたりするため

の契約を後見人が本人に代わってすることから、緊急に必要な物品の購入やサービスの提供を受けるについて支障が出ると思われる。

◎ 災害などいかなる事態が生じたときでも、被後見人が困らないように対応できるようにするのが望ましい。

○ 全国的には、社会福祉法人が法人後見をやっている事例があるが、秋田県内では事例がない。社会福祉法人が法人後見をやるについては、財政的な問題、適任者の確保、個人財産の管理の当否などいろいろ問題がある。大震災の状況を踏まえれば、裁判所の方で、法人後見を勧める方向で後押ししてくればありがたい。

○ 配布されたパンフレット「あなたの街の裁判所」の中に、「裁判所では電話による手続案内は行っておりません。」と記載されているが、非常の場合に、裁判所まで来てくださと言われても、住民の中には、県外から避難してきている人もおり、裁判所の所在地もよく分からないと思うので、例外的に電話で手続案内を行ってもよいのではないか。

弁護士会では、現在、岩手県内の被災地で法律相談を行っている。被災直後は、住民には、法律相談といってもピンとこなかったようであるが、最近では相続放棄などの相談が結構きている。

裁判所の職員や裁判官が被災地を回って歩くとか、日にちを特定して受けをやるとか大胆な対策があってもよいのではないか。

△ 実際には、裁判所では、電話による照会にも一般的な説明など対応している。その場合でも、裁判所の説明を誤解することがあるので、ホームページを見てくださとか裁判所の手続案内に来てくださと付け加えている。

◎ 電話での照会に対しては、一般的な説明はしているものの、具体的、個別の相談には応じていないということであるが、御指摘のようにパンフレットの表現は誤解されるところがあり、再考の余地がある。

△ 仙台の裁判所においては、一般の職員が被災地に出向き、町役場などを借

りて民事・家事の手続案内を行ったと聞いている。

◎ 裁判所の立場として、庁舎外で審判等を行うというのではなく、早く裁判所を整備した方が住民の方が安心するということで、庁舎復興を最優先に行っているところである。

○ 一般の人は、相続放棄の手続きはどこでやるのか、申立用紙はどこで入手できるのかなどを知りたいのだと思う。電話でもそういう照会には対応できると思う。

被災地では、書類を郵送するにしても郵便ポストがどこにあるのか、裁判所まで行くにしてもバスが動いているのかなどの状況があり、現地で申立書を備えて、受理だけでもしてもらえないかと感じた。

○ 被災地でも受理は可能と思うが、申立ての際、印紙と切手が必要となる。また、戸籍の提出も必要であり、それらの問題をクリアする必要がある。

## 2 新しい家事調停の在り方（議事概要4の（7）のイの（イ））

○ 今までは、調停の相手方は、調停期日までは申立人の言い分が分からなかったが、今度、相手方に調停申立書が送付されるので、事前に申立ての趣旨が分かるようになったこと、申立書の「申立ての実情・動機」欄から「性格異常」という項目がなくなったことは良いことだと思う。

ただ、DV被害者への配慮から「申立ての実情・動機」欄に当てはまる項目に必ず○を付けなければならない訳ではないという説明があってもいいし、当事者の生活状況等を記載する事情説明書については、閲覧謄写の対象になる旨をもう少し強調すればよいのではないか。

△ 本日出された意見については、今後の改訂の際に生かしていきたい。

◎ 調停委員の評判はどうか。

△ 相手方の意向を回答してもらって運用も新たに開始したが、第一回期日において、申立人に相手方の意向を伝え、待合室で待っている間に検討してもらい、第一回期日において成立した事例があり、迅速な事件処理に寄与してい

るとの意見があった。

- これまでは、家庭裁判所は、後見的な立場で、当事者から事情を聞き取り、あまり当事者が対立しないようにする考え方であったが、新しい手続きは、当事者がお互いに攻撃又は防御をさせて進めようという考え方である。
- 調停委員は、対等な当事者間の調整を行う、ということで、調整に相当力量が必要になると思う。今後、調停委員に対するレベルアップや調停委員へのフォローをどうするのか。
- △ DV関係だと、一方が離婚を求め、相手方が離婚を求めない場合には、あまり調停を長引かせることはないと思う。

調停委員の教育や資質向上についてであるが、裁判所主宰の公式の研究会を年3回やっている。また、調停委員側の自主的な研修会も行っている。

これら以外に、より実践的な研修会として調停委員に対する面接技法やロールプレイの研修を企画しているところである。

- 当事者間の感情的な対立が激化した場合には、調停委員をフォローするために、調査官や精神科医師である家庭裁判所技官が立ち会うことで対応している。
- 3 面会交流（議事概要4の（7）のウの（イ））
- 秋田県内において、面会交流を写真や手紙から始めるケースがあるのか。また、ハーグ条約に加盟することによって日本人の子どもにとってデメリットがあるのか。
  - △ 秋田県内では、余り多くはないが、DVがらみのケースで、父が子どもに会わせろと言ってきて、母が応じないというときに、写真などの間接的な方法から始めることはある。
  - もどかしいことをしていただけないのですぐ会わせろというときには、裁判所として子どもを守る方法はあるのか。
  - △ 納得してもらえないときには、時間を掛けてきちんと説明する。裁判所の

児童室を利用するなど安全な場所での面会交流を勧めることもある。合意が得られないときには、最終的に審判で決着を付けることになる。

- ◎ 欧米各国においては、両親が離婚後、子どもを無断で連れ去ったときには、裁判所がある程度機械的に判断して子どもの返還を命ずるようになっているようである。ただし、返還すると暴力等の危険があることを疎明したときに返還を拒否できるということになっている。欧米においては、親が離婚しても子どもに対しては共同親権というのが主流であるから、子どもへの面会交流は基本的権利となっており、子どもを無断で連れ去ると誘拐罪ということにもなりかねない。

子どもを返還するように命じた判決が出た後、強制執行をどうするかは今後の課題である。

- 離婚後、養育していない親から面会交流の申立てがあったとき、養育している親は拒否できないのか。
- ◎ 子どもの福祉の面から、面会を認めるかどうかを判断することになる。まず、調停で意見を調整し、意見が一致しないときには、最終的に審判で決めることになり、認容することもあれば、却下することもある。
- 家庭裁判所としては、子どもの成長にとって会わせの方が良いのか、会わせない方が良いのか、会わせるにしてもどういう方法で、どの程度が妥当かという観点で判断することになる。
- 相談事例の中には、裁判所で面会交流を決めても間接強制ができないケースもあるし、裁判所の審判で面会を認めても会わせない親もいる。子供に会いたいというので、まず写真から始めることで調停で終わったケースもある。
- ◎ 以前は、離婚後、養育していない親が子どもに会わないケースが多かったが、今は、祖父母を含めて家として面会交流の希望が増えている。
- △ 児童心理学的な観点から言えば、子どもの発達段階に応じて、母親が必要な時期と父親が必要な時期があり、その段階に応じた働き掛けをした方がよ

い。親は別れても、子どもにとって必要な親もいる。

- 子どもにとってどうかということはすごく考える。離婚で両親が子どもの取り合いをしているのは子どもにとってつらいことだと思う。

離婚のときには、どちらかの親にきちんと育ててもらい、子どもがもう一方の親に会いたくなかったときに、行ってらっしゃいと気持ちよく送り出してあげる、そうすると子どもも気持ちに負担なく、親に会って楽しかったよと言って帰って来れるのが一番理想だと思っている。

- 関わった事例の中に、DVがらみの家庭で、父との面会交流をやった後、面会交流前は子どものかんしゃくなどが改善されていたのに、元の悪い状態に戻ったというものがあった。

面会交流をするのがよいのか、理想的な親子関係はどうかということ、一つ一つのケースの中で十分な判断をしていく必要があり、一律に考えられることではないと感じている。

- 報道機関としては、みなさん1人1人考えてみませんかという提示しかできない。報道機関にはその役割があると思う。それぞれの人格で人間関係が変わってくる。そういうことで立ち行かなくなったときには、法律家や裁判所に対応してもらおうことになると思う。